

令和7年度 松阪市がん検診・肝炎ウイルス検診 (個別検診) 実施要領

【事務担当・請求書送付先】

エリア	名 称	住 所	TEL	FAX
市全域	松阪市健康福祉部 健康づくり課 (健康センターはるる)	〒515-0078 松阪市春日町 一丁目19番地	0598 31-1212	0598 26-0201

【各地域振興局事務担当】

エリア	名 称	住 所	TEL	FAX0598
嬉野・三雲管内	嬉野保健センター	松阪市嬉野町 1434 番地	0598-48-3812	0598-42-4945
飯南管内	飯南地域振興局 地域住民課	松阪市飯南町粥見 3950 番地	0598-32-8020	0598-32-3771
飯高管内	飯高地域振興局 地域住民課	松阪市飯高町宮前 180 番地	0598-46-7112	0598-46-1092

【令和7年度の主な変更点】

- ・委託料の変更にともない、請求書を変更しています。

【注意事項】

- ・受診券を使用しての検診は、年度内1回のみの受診となります。同じ検診を2回以上受診された場合、2回目以降の検診は全額自己負担となります。特に「再発行」された受診券をお持ちの方について、重複受診がないか受診記録等でご確認いただきますようお願いいたします。
- ・肺がん検診喀痰検査対象について、対象は、問診の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上であることが判明した方となります。
＊加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読みかえてください。

目 次

I	共通実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1～7
	1. 業務名	
	2. 業務の目的と根拠	
	3. 実施期間	
	4. 実施機関	
	5. 受診方法	
	6. 対象者	
	7. 検診内容	
	8. 自己負担金の徴収について	
	9. 検診結果票	
	10. 受診者への説明	
	11. 検診結果の報告	
	12. 委託料および請求について	
	13. 個人情報の取り扱いについて	
	14. 受診券の送付について	
II	胃がん検診実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・	P6～8
III	肺がん検診実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・	P9～11
IV	大腸がん検診実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・	P12・13
V	子宮頸がん検診実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・	P14～16
VI	乳がん検診（マンモグラフィ）実施要領・・・・・・・・	P17～19
VII	前立腺がん検診実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・	P20
VIII	肝炎ウイルス検診実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・	P21・22
別紙1	令和7年度松阪市がん検診・肝炎ウイルス検診委託料	
別紙2	請求書見本	
別紙3	肺癌検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分	
別紙4	令和7年度受診促進のための取り組み	

令和7年度松阪市がん検診・肝炎ウイルス検診（個別検診）実施要領

I 共通実施要領

1 業務名

令和7年度がん検診

令和7年度肝炎ウイルス検診

2 業務の目的と根拠

がん検診については、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に基づく健康増進事業として位置づけられ、実施にあたっては、令和6年2月に一部改正された「がん予防重点教育及びがん検診のための指針」に沿って実施し、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させることを目的とします。

また、肝炎ウイルス検診は、市民が肝炎ウイルス感染の状況を確認し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、または進行の遅延を図ることを目的とします。

事業の根拠	検診の種類と対象
健康増進法（第19条の2）に基づく健康増進事業として実施する事業	胃がん検診〔胃部エックス線検査〕（50歳以上対象に2年に1回） ※ただし当分の間胃部エックス線検査を40歳以上対象に年1回実施しても差し支えない。 胃がん検診〔胃内視鏡検査〕（50歳以上対象に2年に1回） 肺がん検診（40歳以上対象に年1回） 大腸がん検診（40歳以上対象に年1回） 子宮頸がん検診（20歳以上の女性対象に2年に1回） 乳がん検診〔マンモグラフィ〕（40歳以上の女性を対象に2年に1回） 肝炎ウイルス検診（過去に未受診の40歳以上5歳刻みの年齢）
松阪市独自の事業として実施する事業	胃がん検診〔胃部エックス線検査〕（40歳以上対象に年1回） 胃がん検診〔胃内視鏡検査〕（40歳以上対象に年1回） 前立腺がん検診（50～69歳の男性対象に年1回）

3 実施期間

令和7年7月1日（火）から令和8年2月28日（土）まで。

4 実施機関

松阪地区医師会管内の協力医療機関

5 受診方法

検診希望者が松阪地区医師会管内の協力医療機関一覧から選択し、医療機関の窓口へ申し込むものとします。また、受診は当該年度内に個別か集団のいずれか1回とします。

医療機関は、保険証等で本人確認を行い、検診の際には必ず「令和7年度がん検診等受診券」により該当の検診の対象かを確認し、受診した検診項目について証として検診実施日、医療機関印を受診券に押印して受診者に返却してください。

- 6 対象者  各種検診実施要領のとおり
- 7 検診内容

8 自己負担金の徴収について

医療機関は、受診券の各検診項目の自己負担の有無を確認し、該当の検診の自己負担金を徴収してください。(別紙1「令和7年度松阪市がん検診・肝炎ウイルス検診委託料」参照)

自己負担額免除者

- 40歳以上(令和8年3月31日時点)で令和7年度市・県民税非課税世帯の方と生活保護受給者
- 無料クーポン券事業対象者(子宮頸がん21歳・乳がん検診(マンモ)41歳)
- 限定優待受診券事業対象者(胃がん検診51歳・肺大腸子宮乳がん(エコー)検診41歳)

※乳がん検診は、前年度受診歴がある方はエコー検診となる。

9 検診結果票

- (1) 検診結果票の問診欄は受診者が記入し、受診者の氏名、住所、年齢、受診券番号について、受診券に記載されているものと誤りがないか、記入もれがないかを確認してください。
- (2) 検診結果票の保険区分欄は保険証で確認を行ない、市国保・市国保以外・後期高齢者(75歳以上)・未加入(生活保護受給者等)の区分に○をしてください。
- (3) 検診結果票の自己負担欄は、**受診券の各検診項目にある自己負担の有・無を確認**のうえ、区分に○をしてください。無料クーポン券事業対象の場合は、「無料クーポン券」に○をしてください。限定優待受診券事業対象の場合は、「限定優待」に○をしてください。
- (4) 検診実施後は、結果票に検診所見、判定、医療機関コード、担当医療機関名及び医師名を記入し、2枚目(本人用)は受診者へ渡し、3枚目(健康センターはるる用)は市への請求書に添えてください。また、1枚目(医療機関用)及び画像、標本等は5年間保存してください。
- (5) PHR(Personal Health Record)の導入により、令和4年度より結果の判定が変更となっています。「異常を認めないもの」「要経過観察」「受診項目以外のがん所見があるもの」等は「1. 精検不要」の判定となります。判定結果は全国統一のものになります。

10 受診者への説明

- (1) 医療機関は、検査にあたって事故のないよう検査方法の説明を行い、特にがん検診を初めて受診する者には、それぞれの検査方法及び検診の不利益についてなど十分に説明を行ってください。自覚症状のある場合はがん検診ではなく医療機関受診を勧めてください。また、要精密検査となった場合は、必ず精密検査を受け

る必要があることを検査前に明確に説明してください。

- (2) 医療機関は、受診者に検診結果票2枚目(本人用)を渡し、検診結果の説明と適切な指導を行ってください。結果の通知・説明は、胃・肺・乳・子宮頸がん検診は4週間以内、大腸がん検診は2週間以内に行ってください。
- (3) 医療機関は、精密検査が必要となった受診者には、検診結果票とともに「精密検査依頼書」を渡し、精密検査の必要性・方法・精密検査は医療保険扱いとなることを説明、また、二次医療機関を紹介し、必ず精密検査を受診するように指導してください。精密検査結果は医療機関や市に報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明してください。
※三重県では「三重県がん検診精密検査医療機器間登録制度」によりホームページ上でがん種ごとに「がん検診精密検査医療機関一覧」を公表しています。ご活用ください。
- (4) 受診項目以外の所見で要精密検査となる場合や、特記すべき指導内容については指導事項に所見等を記載し、今後の方針について受診者に伝えてください。

11 検診結果の報告

- (1) 医療機関は、「松阪市がん検診・肝炎ウイルス検診請求書(医療機関請求用)」とともに検診結果票(健康センターはるる用)を検診実施月の翌月10日までに松阪市健康センターへ郵送または直接提出してください。なお、検診結果票の記入にあたっては、記入誤りのないように注意してください。記入漏れ等については、問い合わせまたは返戻する場合があります。
- (2) 精密検査が必要となった受診者については検査結果の把握に努めてください。
- (3) 精密検査実施二次医療機関は、精密検査報告書に精密検査結果を記入し、一次医療機関、松阪市健康センターまで報告してください。

なお、受診者が精密検査を未受診の場合または受診の有無が不明な場合も、分かり次第同様に報告し、追跡調査に協力してください。精密検査について確定診断がつき適切な医療につながるまで受診勧奨をお願いします。

※がん検診精度管理調査に毎年ご協力をいただいておりますが、貴施設の検診結果について、精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応的中率等のプロセス指標値の把握をお願いします。また、プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて評価し、改善が必要な場合はご検討をお願いいたします。

12 委託料および請求について

- (1) 委託料 別紙1参照
- (2) 委託料の請求について

「松阪市がん検診・肝炎ウイルス検診請求書(医療機関請求用)」へ各検診項目・自己負担別に実施件数・請求金額を計算し、請求日、医療機関名を記載後、検診結果票の3枚目(健康センターはるる用)を添えて松阪市長宛てに委託料を請求

してください。

請求は、検診実施月の翌月 10 日までとし、10 日が土・日・祝日と重なった場合は翌「開庁日」までとします。（開庁日とは、土・日・祝日を除く日で、時間は 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）

2 月実施分について、3 月 10 日までに請求できない場合は、必ずご連絡いただき、追加分を 3 月 25 日（水）必着 で提出してください。また、これよりも遅くなるものは必ずご連絡ください。

実施件数・請求金額に相違があった場合は松阪市よりご連絡をいたしますので、修正後の請求書を速やかに送付願います。

松阪市は、10 日までに請求いただきました場合、請求月の末日までに医療機関に対し委託料を金融機関の口座振込で支払い、振込後は各医療機関へ通知いたしますが、実施件数や請求額等に修正があった場合はこの限りではございません。修正済請求書必着日以降に請求書が到着した際は、翌月以降のお振込みとなりますので予めご了承ください。

口座振込先について、年度中最初の請求の際に請求書に記載してください。登録させていただいていますので、2 回目以降は記載の必要はなく変更があればご連絡ください。

令和 5 年 10 月 1 日からの、消費税の仕入れ額控除の方式としてのインボイス制度の導入に伴い、請求書の記載事項を追加しました。適格請求書発行事業者の登録を受けられた医療機関様におかれましては、適格請求書発行事業者の登録番号及び、請求額に対する消費税額を記載いただけます。必要に応じて記載してください。なお、適格請求書発行事業者の登録をしていない医療機関様におかれましては、登録番号及び消費税額は記載不要（空欄可）です。

13 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護法及び松阪市の「個人情報保護取扱特記事項」等を遵守することとし、委託業務の実施上知り得た情報については第三者に漏らしてはならないこととします。

受診者の個人情報の取扱いについては、精密検査の追跡調査にかかるもの全て含めて松阪市のがん検診を受診することで「同意」の意思表示としています。

14 受診券の送付について

受診券は、令和 7 年 6 月末に以下の方に郵送します。

個人通知内容は、「令和 7 年度がん検診等受診券」、「医療機関で受ける個別検診（A3 緑色）」、「検診車などで受ける集団検診（A3・A4 黄色）」です。

※ 6 月末の受診券送付対象者（年齢基準日：令和 8 年 3 月 31 日時点年齢）

- ① 41 歳～74 歳の国民健康保険加入者と生活保護受給者
- ② がん検診無料クーポン券、優待受診券の対象者
- ③ 26・31・36 歳の女性で昨年度子宮頸がんと乳がん検診の両方またはいずれかを
受診していない方
- ④ ①～③以外で、過去 3 年間にがん検診・歯周病検診等の受診歴があり、受診対象
項目のある方（女性は 20 歳以上・男性は 40 歳以上）
- ⑤ その他受診券発行を希望された方

職場等で検診の受診機会のない方で希望の方には受診券を発行します。

（女性 20 歳以上、男性 40 歳以上）

受診券の発行希望、再発行については、ご本人から市へ連絡していただくよう
ご案内ください。

※対象から除外できる方

- ① 医療行為の中で過去 1 年間に、検診相当の行為を受けている方
- ② 職場・人間ドッグ等で検診を受けた方
- ③ 検診を受診することが事実上不可能な方

Ⅱ 胃がん検診実施要領

- | | |
|------------|---|
| 1 業務名 | <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">共通実施要領の通り</div> |
| 2 業務の目的と根拠 | |
| 3 実施期間 | |
| 4 受診方法 | |

5 対象者

松阪市に住民登録のある 40 歳以上（年度末年齢）で、当該年度内において松阪市の実施する胃がん検診及び職域等で胃がん検診を受診していない者。

6 検診項目及び留意点

検診項目は、問診に加え、（１）胃部エックス線検査または（２）胃内視鏡検査のいずれかとする。

（１）問診

問診は現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

（２）胃部エックス線検査「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」抜粋

①撮影

ア 撮影機器の種類を明らかにする。また撮影機器は日本消化器学会の定める仕様基準を満たすものを使用する。

イ 撮影枚数は最低 8 枚とする。

ウ 撮影の体位および方法を明らかにする。また、撮影の体位および方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。

エ 造影剤の使用は、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする）保つとともに、副作用等の事故に注意する。

オ 撮影技師は、日本消化器がん検診学会が認定する胃がん検診専門技師の資格を取得すること。（撮影技師が不在で医師が撮影する場合は除く）

カ （自治体や医師会等から報告を求められた場合には）撮影技師全数と日本消化器がん検診学会認定技師数を報告する。（撮影技師が不在で医師が撮影している場合は除く）

②読影

ア（自治体や医師会等から報告を求められた場合には）読影医全数と、日本消化器がん検診学会認定医数を報告する。

イ 原則として読影は二重読影とし、判定医の一人は日本消化器がん検診学会認定医もしくは総合認定医とする。

ウ 必要に応じて過去に撮影したエックス線写真と比較読影する。

（３）胃内視鏡検査（細胞診断は除く）

胃内視鏡検査については、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡マニュアルを参考に行う。撮影方法、生検の対象等を参考にされて指針に沿った実施をお願いいたします。

内視鏡による視診のみを松阪市の実施する胃がん検診とする。ただし、胃部内視鏡検査（視診）の手技料、薬剤料は胃がん検診委託料に含まれるものとする。

7 結果判定区分

① 胃部エックス線検査

1. 精密検査不要…異常を認めない者（※1）
2. 要精密検査（胃がん疑い）…精密検査の必要がある者（※2）
9. 判定不能

② 胃内視鏡検査

1. 精密検査不要…異常を認めないもの（※1）
2. 要精密検査（胃がん疑い）…精密検査の必要があるもの（※2）
9. 判定不能

※1 胃がん以外の所見で要精密検査となる場合は、「1. 精密検査不要」の判定になります。指導事項に所見等を記載し、今後の方針について受診者に伝えていただくようお願いします。

※2 要精密検査（胃がん疑い）の者は、「精密検査報告書」にて結果を報告いただくようお願いします。

結果判定が要精密検査（胃がん疑い）となり、検診時に生検を実施された場合、生検は保険診療となり別途料金が必要となりますので、インフォームド・コンセントを必ず行ってください。

なお、胃がんの疑いで生検を実施された場合は、結果判定を「2. 要精密検査（胃がん疑い）」とし「精密検査報告書」にて結果を報告いただくようお願いいたします。

8 自己負担金の徴収について

共通実施要領に加え、松阪市限定優待受診券対象者（松阪市に住民登録のある下記の期間に生まれた者）は、自己負担金を徴収しない。

胃がん検診 50歳限定優待受診券対象者	受診券年齢
昭和49（1974）年4月2日～昭和50（1975）年4月1日	51歳

※受診券年齢は令和8年3月31日での年齢

※対象者の受診券には（限定優待受診券事業対象の年です。受けようがん検診！）が印字されます。

9 検診結果票

共通実施要領の通り

10 受診者への説明

共通実施要領の通り、検査方法の説明を受診者に十分に行うとともに、結果票裏面の「注意事項」について事前に受診者がよく読んだ上、同意の署名を記入するようご指導ください。

11 検診結果の報告

12 委託料および請求について

13 個人情報の取り扱いについて

14 受診券の送付について

共通実施要領の通り

Ⅲ 肺がん検診実施要領

- | | |
|------------|---|
| 1 業務名 | <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">共通実施要領の通り</div> |
| 2 業務の目的と根拠 | |
| 3 実施期間 | |
| 4 受診方法 | |

5 対象者

松阪市に住民登録のある 40 歳以上（年度末年齢）で、当該年度内において松阪市の実施する肺がん検診及び職域等で肺がん検診を受診していない者。

6 検診項目及び留意点 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」抜粋

（１）検診項目及び各検診項目における留意点

① 問診

問診は、喫煙歴、職歴、血痰の有無及び妊娠の可能性の有無を必ず聴取し、かつ、過去の検診の受診状況等を聴取する。また、最近 6 月以内に血痰など自覚症状のある場合には、検診ではなくすみやかに専門機関を受診し、精密検査を受けるように勧める。

喫煙本数について、加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読みかえる。

② 胸部エックス線検査

ア 肺がん診断に適格な胸部エックス線撮影、すなわち、放射線医または肺がん診療に携わる医師による胸部エックス線撮影の画質の評価と、それに基づく指導を行う。

65 歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」第 53 条の 2 第 3 項に規定する定期の健康診断等において撮影された肺がん検診に適格な胸部エックス線写真を用い読影する。

イ 日本肺癌学会が定める肺がん検診として適切な撮影機器・撮影方法で撮影する。また、デジタル撮影の場合、日本肺癌学会が定める画像処理法を用いること。

ウ 胸部エックス線検査に係る必要な機器及び設備を整備するとともに、危機の日常点検等の管理体制を整備する。

・胸部エックス線写真の読影方法

ア 読影の際は 2 名以上の医師によって撮影し、うち一人は肺がん診療に携わる医師もしくは放射線科の医師を含める。

- イ 2名のうちどちらかが「要比較読影」としたものは、過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影する。
- ウ 比較読影の方法は、「読影委員会等を設置して読影する（あるいは読影委員会等に委託する）」「二重読影を行った医師がそれぞれ読影する」「二重読影を行った医師のうち指導的立場の医師が読影する」のいずれかにより行う。
- エ 読影結果の判定は「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会編）の「肺がん検診における胸部X線検査の判定ろ指導区分」によって行う。
- オ（モニタ読影を行っている場合）読影用モニタなどの機器に関しては、日本肺癌学会が定めた基準等に従う。

③ 喀痰細胞診

問診の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）600以上であることが判明した者（過去における喫煙者を含む）に対し、喀痰採取容器を配布し、喀痰を採取する。（喫煙本数について、加熱式タバコについては、「カートリッジの本数」を「喫煙本数」と読みかえる。）

喀痰は、起床時の早朝痰を原則とし、最低3日の蓄痰又は3日の連続採痰とする。

- ア 細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関（施設名）を明らかにする。
- イ 採取した喀痰（細胞）は、2枚以上のスライドに塗抹し、湿固定の上、パパニコロウ染色を行う。
- ウ 固定標本の顕微鏡検査は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して行う。
- エ 同一検体から作成された2枚以上のスライドは、2名以上の技師によりスクリーニングする。
- オ がん発見例は、必ず過去の細胞所見の見直しを行う。がん発見例がない場合でも、少なくとも見直す体制を有すること。

7 結果判定区分

- 1. 精密検査不要……異常を認めない者。翌年の検診の受診を勧めるとともに、禁煙等日常生活上の注意を促す。（※1）
- 2. 要精密検査（肺がん疑い）…精密検査の必要がある者
- 9. 判定不能
- ※1 肺がん以外の所見で要精密検査となる場合は、「1. 精密検査不要」の判定になります。指導事項に所見等を記載し、今後の方針について受診者に伝えていただくようお願いします。

※ 胸部エックス線検査の判定区分 A～E を記入してください。肺がん検診の胸部エックス線検査における要精密検査者とは、比較読影を含む決定指導区分における A 及び E1 および E2 を指します。(別紙 2)

※ 肺がん検診は、喀痰検査を実施した場合、判定のクラス A～E 記入してください。

8 自己負担金の徴収について

共通実施要領に加え、松阪市限定優待受診券対象者（松阪市に住民登録のある下記の期間に生まれた者）は、自己負担金を徴収しない。

肺がん検診 40 歳限定優待受診券対象者	受診券年齢
昭和 59（1984）年 4 月 2 日～昭和 60（1985）年 4 月 1 日	41 歳

※受診券年齢は令和 8 年 3 月 31 日での年齢

※対象者の受診券には（限定優待受診券事業対象の年です。受けようがん検診！）が印字されます。

9 検診結果票 _____ 共通実施要領の通り

10 受診者への説明

必要な者に対しては、健康増進法（平成 14 年法律 第 103 号）第 17 条 第 1 項に基づく喫煙者個別健康教育を実施し、禁煙に関する指導を推進する。

喀痰細胞診で要精密検査となった場合は、喀痰細胞診の再検査は不適切であり、適切な精密検査を受診するように説明する。

- | | | |
|------------------|---|-----------|
| 11 検診結果の報告 | } | 共通実施要領の通り |
| 12 委託料および請求について | | |
| 13 個人情報の取り扱いについて | | |
| 14 受診券の送付について | | |

IV 大腸がん検診実施要領

- | | |
|------------|---|
| 1 業務名 | <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">共通実施要領の通り</div> |
| 2 業務の目的と根拠 | |
| 3 実施期間 | |
| 4 受診方法 | |
| 5 対象者 | |

松阪市に住民登録のある 40 歳以上（年度末年齢）で、当該年度内において松阪市の実施する大腸がん検診を受診していない者及び職域等で大腸がん検診を受診していない者。

- 6 検診項目及び留意点 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」抜粋

大腸がん検診の検診項目は、問診及び免疫便潜血検査 2 日法とする。

① 問診

問診は、現在の症状、既往歴、家族歴及び過去の検診の受診状況等を聴取する。

② 免疫便潜血検査（2 日法）

ア 便潜血検査は、免疫便潜血検査 2 日法を行う。

イ 便潜血検査キットのキット名、測定方法（用手法もしくは自動分析装置法）、カットオフ値（定性法の場合は検出感度）を明らかにする。

ウ 大腸がん検診マニュアル（2021 年度改訂版、日本消化器がん検診学会刊行）に記載された方法に準拠して行う。

測定原理により、様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定のほかに目視判定がある。検査キットの使用期限を守るとともに、機器及び測定系の精度管理に努めなければならない。

エ 検体回収後原則として 24 時間以内に測定する。

検体の取り扱いについて

ア 採便方法についてチラシやリーフレット（採便キットの説明など）を用いて受診者に説明する。

イ 採便後即日（2 日目）回収を原則とする。（離島や遠隔地は除外とする）

ウ 採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導する。

エ 受診者から検体を回収してから貴施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設に引き渡すまでの間、冷蔵庫で保存する。

オ 検査施設では検体を受領後冷蔵保存する。

7 結果判定区分

大腸がん検診の結果は、免疫便潜血検査の結果により判断し、「1. 精密検査不要」（便潜血陰性）及び「2. 要精密検査（大腸がん疑い）」に区分する。

1. 精密検査不要 ……異常を認めない者（2日とも陰性であった場合）
2. 要精密検査（大腸がん疑い）…便潜血反応検査が1日でも陽性と判定された場合
9. 判定不能…検体条件が不良で判定に適さない場合

※2 大腸がん以外の所見で要精密検査となる場合は、「1. 精密検査不要」の判定になります。指導事項に所見等を記載し、今後の方針について受診者に伝えていただくようお願いします。

8 自己負担金の徴収について

共通実施要領に加え、松阪市限定優待受診券対象者（松阪市に住民登録のある下記の期間に生まれた者）は、自己負担金を徴収しない。

大腸がん検診 40歳限定優待受診券対象者	受診券年齢
昭和 59（1984）年 4 月 2 日～昭和 60（1985）年 4 月 1 日	41 歳

※受診券年齢は令和 8 年 3 月 31 日での年齢

※対象者の受診券には（限定優待受診券事業対象の年です。受けようがん検診！）が印字されます。

9 受診者への説明

共通実施要領に加え、便潜血検査が陽性で要精密検査となった場合には、内視鏡検査等で精密検査を受ける必要があること、精密検査の方法を事前に明確に説明してください。

※便潜血検査のみによる精密検査は、がん発見の見落としの増加につながることから行わないこととする。第一選択は全大腸内視鏡検査とすること。困難な場合は、S 状結腸内視鏡検査と注腸 X 線検査（二重造影法）の併用による精密検査とする。

10 検診結果票	}	共通実施要領の通り
11 検診結果の報告		
12 委託料および請求について		
13 個人情報の取り扱いについて		
14 受診券について		

Ⅴ 子宮頸がん検診実施要領

- | | |
|------------|---|
| 1 業務名 | <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">共通実施要領の通り</div> |
| 2 業務の目的と根拠 | |
| 3 実施期間 | |
| 4 受診方法 | |
| 5 対象者 | |

松阪市に住民登録のある 20 歳以上（年度末年齢）で昨年度子宮頸がん検診を受けていない女性で、当該年度内において松阪市の実施する子宮頸がん検診を受診していない者及び職域等で子宮頸がん検診を受診していない者。

- 6 検診項目及び留意点 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」抜粋
- 子宮頸がん検診の検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診とする。

（１）問診

問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取する。問診の上、症状（体がんの症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行う。

（２）視診

視診は陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察する。

（３）子宮頸部細胞診

①子宮頸部細胞診検体採取

- ア 細胞診の方法（従来法/液状検体法、採取器具）を明らかにする。
- イ 細胞診は、直視下に子宮頸部及び陰部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理する。（採取した細胞は直ちにスライドグラスに塗抹して速やかに固定すること。または、直ちに液状検体細胞用の保存液ボトル内に攪拌懸濁し固定すること。
- ウ 細胞診の業務（細胞診の判定も含む）を外部に委託する場合は、その委託機関（施設名）を明らかにする。
- エ 検体が不適正との判定を受けた場合は、再度検体採取を行う。不適正例があった場合は必ず再度検体採取を行うこと。また、不適正例がない場合でも、再度検体採取を行う体制を有すること。
- オ 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該医療機関でその原因等を検討し、対策を講じる。不適正例があった場合は必ず原因を検討し対策を講じること。また、不適正例が無い場合でも、対策を講じる体制を有すること。

②子宮頸部細胞診判定

- ア 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定施設を受ける。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行う。
- イ 細胞診陰性と判断された検体はその10%以上について、再スクリーニングを行う。または、再スクリーニング施行率を報告する。
自治体、医師会等から再スクリーニング施行率の報告を求められた場合に報告できればよい。また公益社団法人日本臨床細胞学会の認定施設においては、再スクリーニング施行率を学会に報告すること。
- ウ 細胞診結果の報告には、ベゼスダシステムを用いる。
- エ すべての子宮頸がん検診標本の状態について、ベゼスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記する。
必ずすべての標本について実施すること。一部でも実施しない場合は不適切である。
- オ がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う。がん発見例については必ず見直すこと。またがん発見例がない場合でも、少なくとも見直す体制を有すること。

7 結果判定区分

- 1. 精密検査不要…異常を認めない者（※1）
- 2. 要精密検査（子宮頸がん疑い）…精密検査の必要がある者
- 9. 判定不能

※1 子宮頸がん以外の所見で要精密検査となる場合は、「1. 精密検査不要」の判定になります。指導事項に所見等を記載し、今後の方針について受診者に伝えていただくようお願いします。

8 自己負担金の徴収について

共通実施要領に加え、子宮頸がん検診無料クーポン券対象者及び松阪市限定優待対象者（松阪市に住民登録のある下記の期間に生まれた者）は、自己負担金を徴収しない。

① 無料クーポン券

子宮頸がん検診無料クーポン券対象者	受診券年齢
平成 16（2004）年 4 月 2 日～平成 17（2005）年 4 月 1 日	21 歳

※受診券年齢は令和 8 年 3 月 31 日での年齢

※対象者の受診券には（無料クーポン券事業対象の年です。受けようがん検診！）が印字されます。

② 40 歳限定優待受診券

子宮頸がん検診 40 歳限定優待受診券対象者	受診券年齢
昭和 59（1984）年 4 月 2 日～昭和 60（1985）年 4 月 1 日	41 歳

※受診券年齢は令和 8 年 3 月 31 日での年齢

※対象者の受診券には（限定優待受診券事業対象の年です。受けようがん検診！）が印字されます。

9 検診結果票 共通実施要領の通り

10 受診者への説明

共通実施要領の通り、検査方法の説明を受診者に十分に行うとともに、結果票裏面の「注意事項」について事前に受診者がよく読んだ上、同意の署名を記入するようご指導ください。

※性交渉の経験のない方に対する対応について

無料クーポン券等の関係もあり、20 歳など若年者の受診者が増え、性交未経験者の方の細胞採取、内診が困難な場合があります。検診を受診しても、肉体的精神的な苦痛が大きく、HPV の感染機会もないことから、子宮頸がん検診の必要性が低くなります。受診を希望される方にはその旨の説明を十分行っただき、指導をお願いします。

11 検診結果の報告

12 委託料および請求について

13 個人情報の取り扱いについて

14 受診券の送付について

15 その他

共通実施要領の通り

※判定不能者に対する対応について

判定不能者に対して、当年度内に 1 回限り、同医療機関での検診は公費負担とします。判定不能者には、速やかに判定不能の原因結果（細胞の不足等）とともに、年度内、同医療機関に限り 1 回公費負担により再検診可能であることを説明してください。再検診の場合、「子宮頸がん検診結果票（松阪市個別検診）」に再検査であることを記載した結果票と「松阪市子宮頸がん検診再検診用請求書（医療機関請求書）」を使用し、子宮頸がん再検診委託料を別紙 1 のとおり請求してください。

VI 乳がん検診（マンモグラフィ）実施要領

- | | | |
|------------|--|-----------|
| 1 業務名 | <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></div> | 共通実施要領の通り |
| 2 業務の目的と根拠 | | |
| 3 実施期間 | | |
| 4 受診方法 | | |

予約時に視触診の希望有無を確認して、結果票に記載すること。

5 対象者

松阪市に住民登録のある 40 歳以上（年度末年齢）で昨年度乳がん検診（マンモグラフィ）を受けなかった女性で、当該年度内において松阪市の実施する乳がん検診及び職域等で乳がん検診を受診していない者。

6 検診項目及び留意点 「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のため指針」抜粋

乳がん検診の検診項目は、質問（医師が自ら行う場合は問診）及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）とする。

視触診は推奨しないが、仮に希望する者に対し実施する場合は、マンモグラフィと併せて実施すること。

①問診（質問）

問診（質問）では現在の症状、月経及び妊娠等に関する事項を必ず聴取し、かつ既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況、マンモグラフィの実施可否に係る事項等を聴取する。質問は必ずしも、対面による聴取で実施する必要はなく、受診者に自記式の質問用紙を記載させることをもって代えることができる。

②乳房エックス線検査（撮影機器、撮影技師、読影）

- ア 乳房エックス線装置の機種を明らかにし、日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たす。
- イ マンモグラフィにかかる必要な機器及び設備を整備するとともに、機器の日常点検等の管理体制を整備する。
- ウ 両側乳房について内外斜位方向撮影を行う。また 40 歳以上 50 歳未満の受診者に対しては内外斜位方向・頭尾方向の 2 方向を撮影する。
- エ 乳房エックス線撮影における線量及び写真またはモニタの画質について、日本乳がん検診精度管理中央機構（旧マンモグラフィ検診精度管理中央委員会）の行う施設画像評価を受け、A または B の評価を受ける。評価 C または D、施設画像評価を受けていない場合は至急改善すること。
- オ 撮影を行う診療放射線技師、医師は、乳房エックス線撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会を終了し、その評価試験で A または B の評価を受ける。上記の評価試験で、C または D 評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。

カ 読影は二重読影を行い、読影に従事する医師のうち少なくとも一人は乳房エックス線写真読影に関する適切な講習会を修了し、その評価試験でAまたはBの評価を受ける。

上記の評価試験で、CまたはD評価、講習会未受講の場合は至急改善すること。

キ 二重読影の所見に応じて、過去に撮影した乳房エックス線写真と比較読影する。

③視診及び触診（希望者のみ実施する）

乳房、乳房皮膚、乳頭及び腋窩の状況を観察し、乳房、乳頭及びリンパ節の触診を行う。

④乳房の構成 乳房エックス線写真をもとに分類する。

※詳細については、「マンモグラフィによる乳がん検診の精度管理マニュアル」（厚生省老人保健推進費等補助金・マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する研究班・平成12年1月）「マンモグラフィガイドライン」（（社）日本医学放射線学会/（社）日本放射線技術学会）等を参考とするものとする。

7 結果判定区分

1. 精密検査不要…異常を認めない者（※1）
2. 要精密検査（乳がん疑い）……精密検査の必要がある者
9. 判定不能

※1 乳がん以外の所見で要精密検査となる場合は、「1. 精密検査不要」の判定になります。指導事項に所見等を記載し、今後の方針について受診者に伝えていただくようお願いします。

8 自己負担金の徴収について

共通実施要領に加え、乳がん検診無料クーポン券対象者（松阪市に住民登録のある下記の期間に生まれた者）は、自己負担金を徴収しない。

無料クーポン券

乳がん検診無料クーポン券対象者	受診券年齢
昭和59（1984）年4月2日～昭和60（1985）年4月1日	41歳

※受診券年齢は令和8年3月31日での年齢

※対象者の受診券には（クーポン券事業対象の年です。受けようがん検診！）が印字されます。

9 検診結果票

共通実施要領の通り

10 受診者への説明

共通実施要領の通り、検査方法の説明を受診者に十分に行うとともに、結果票裏面の「注意事項」について事前に受診者がよく読んだ上、同意の署名を記入するようご指導ください。乳がんは、日常の健康管理としてのブレスト・アウェアネスを通じて、しこり（腫瘍）に触れるなどの自覚症状を認めることにより発見される場合があります。このため、検診の場で受診者に対し乳がん検診を定期的に受診することの重要性だけでなく、ブレスト・アウェアネスや気になる症状がある場合の速やかな医療機関

への受診、その際の乳房疾患を専門とする医療機関の選択等について啓発普及を図る
ように努めてください。

- | | | | |
|----|---------------|---|-----------|
| 11 | 検診結果の報告 | } | 共通実施要領の通り |
| 12 | 委託料および請求について | | |
| 13 | 個人情報の取り扱いについて | | |
| 14 | 受診券の送付について | | |
| 15 | その他 | | |

妊娠中・授乳中の方、ペースメーカーを装着されている方、シリコン、リザーバー等を挿入されている方はマンモグラフィ対象外となり、乳がん検診（エコー）に受診券を変更することができますので、市へ問い合わせるようご案内ください。

Ⅶ 前立腺がん検診実施要領

- | | |
|------------|---|
| 1 業務名 | <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">共通実施要領の通り</div> |
| 2 業務の目的と根拠 | |
| 3 実施期間 | |
| 4 受診方法 | |

5 対象者

松阪市に住民登録がある 50 歳～69 歳（年度末年齢）の男性で、当該年度内において松阪市の実施する前立腺がん検診を受診していない者。

6 検診内容

問診及び前立腺特異抗原（P S A）値測定検査によるものとする。

「問診」は、現在の症状、既往歴、家族歴、過去の受診歴等を聴取すること。

「前立腺特異抗原（P S A）値測定検査」は、検査の利点と不利益に関するインフォームド・コンセントを行ったうえで実施すること。

7 結果判定区分

1. 精密検査不要……P S A の値が 4.0ng/ml 以下もしくは P S A の値が 4.0ng/ml より高いが二次検査の必要性がない場合
2. 要精密検査（前立腺がん疑い）… P S A の値が 4.0ng/ml より高く二次検査の必要性がある場合

9. 判定不能

※前立腺がん以外の所見で要精密検査となる場合は、「1. 精密検査不要」の判定になります。指導事項に所見等を記載し、今後の方針について受診者に伝えていただくようお願いします。

- | | |
|------------------|--|
| 8 自己負担金の徴収について | <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 120px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">共通実施要領の通り</div> |
| 9 検診結果票 | |
| 10 受診者への説明 | |
| 11 検診結果の報告 | |
| 12 委託料および請求について | |
| 13 個人情報の取り扱いについて | |
| 14 受診券の送付について | |
| 15 その他 | |

共通実施要領に加え、採血等受診者の負担を軽減するため、できる限り特定健康診査等と同時実施で対応してください。

Ⅷ 肝炎ウイルス検診実施要領

- | | | |
|------------|--|-----------|
| 1 業務名 | | 共通実施要領の通り |
| 2 業務の目的と根拠 | | |
| 3 実施期間 | | |
| 4 受診方法 | | |
| 5 対象者 | | |

過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことがない、41 歳以上で 5 歳刻みの下記の期間に生まれた者。＊下表参照

※同一人物について生涯に 1 回のみ松阪市肝炎ウイルス検診を行うものとします。

肝炎ウイルス検診対象者	受診券年齢
昭和 59（1984）年 4 月 2 日～昭和 60（1985）年 4 月 1 日	41 歳
昭和 54（1979）年 4 月 2 日～昭和 55（1980）年 4 月 1 日	46 歳
昭和 49（1974）年 4 月 2 日～昭和 50（1975）年 4 月 1 日	51 歳
昭和 44（1969）年 4 月 2 日～昭和 45（1970）年 4 月 1 日	56 歳
昭和 39（1964）年 4 月 2 日～昭和 40（1965）年 4 月 1 日	61 歳
昭和 34（1959）年 4 月 2 日～昭和 35（1960）年 4 月 1 日	66 歳
昭和 29（1954）年 4 月 2 日～昭和 30（1955）年 4 月 1 日	71 歳
※ これより以前の 5 歳刻みの生年月日の方も対象です。	

※受診券年齢は令和 8 年 3 月 31 日での年齢

※対象者の受診券には（0 円）が印字されています

- 6 検診内容 「健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診等の実施について」より抜粋
 （1）問診

問診は、過去に肝機能異常を指摘されたことがあるか否か、現在 B 型及び C 型肝炎の治療を受けているか否かなどについて、聴取すること。また、その際に肝炎ウイルス検診の実施についての受診者本人の同意を必ず得ること。（自署してください）

- （2）B 型肝炎ウイルス（HBs 抗原検査）

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

- （3）C 型肝炎ウイルス（抗体検査（RNA 検査を含む））

- ① HCV 抗体検査

HCV 抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群、低力価群に適切に分類することができる HCV 抗体測定系を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。

- ② HCV 核酸増幅検査

HCV 抗体検査により、中力価及び低力価と分類された検体に対して行うこと。なお、この場合、他の採血管とは別に核酸増幅検査用の採血管を使用すること。

③H C V 抗体の検出

H C V 抗体の検出として体外診断用医薬品の承認を受けた定性的な判断のできる検査方法を用いること。なお、特定健診等と同時に採血する場合は、一般生化学検査と同じ採血管を使用しても差し支えないこと。本検査は省略することができる。

7 結果判定区分

(1) B型肝炎ウイルス検査について

1. 陰性・・・H B s 抗原検査が陰性
2. 陽性・・・H B s 抗原検査が陽性

(2) C型肝炎について

1. 現在、ウイルスに感染している可能性が低い
・・・⑤抗体検出陰性 ④抗体陰性 ③R N A 陰性
2. 現在、ウイルスに感染している可能性が高い
・・・②R N A 陽性 ①抗体高力価

8 自己負担金の徴収について

過去に当該肝炎ウイルス検診を受けたことがない、41 歳以上 5 歳刻み者は無料となります。※年齢の上限はありません。

9 受診者への説明

共通実施要領に加え、H B s 抗原検査において「陽性」と判定された方及び、C型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者、医師が必要と判断した者については、必要な指導あるいは医療機関への受診勧奨を行ってください。

H B s 抗原検査において「陰性」と判定された者およびC型肝炎ウイルス検査において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された者については検査結果と検査日を記録しておくことを勧めてください。

10 検診結果票

11 検診結果の報告

12 委託料および請求について

13 個人情報の取り扱いについて

14 受診券の送付について

15 その他

共通実施要領の通り

共通実施要領に加え、採血等受診者の負担を軽減するため、できる限り特定健康診査等と同時実施で対応してください。

令和7年度 松阪市がん検診・肝炎ウイルス検診委託料 (個別検診)

項目		委託料	
胃がん検診	胃部エックス線検査 (バリウム)	一件あたり	12,911
		上記の内自己負担額	2,000
	胃内視鏡検査	一件あたり	15,738
		上記の内自己負担額	3,500
肺がん検診	胸部エックス線	一件あたり	3,440
		上記の内自己負担額	600
	胸部エックス線と 喀痰検査	一件あたり	7,257
		上記の内自己負担額	1,300
大腸がん検診		一件あたり	4,540
		上記の内自己負担額	600
子宮頸がん検診		一件あたり	7,257
		上記の内自己負担額	1,300
子宮頸がん検診再検診料		一件あたり	4,279
		上記の内自己負担額	0
乳がん検診	マンモグラフィ検査 (希望者のみ視触診)	一件あたり	7,994
		上記の内自己負担額	1,500
前立腺がん検診		一件あたり	3,385
		上記の内自己負担額	1,600
肝炎ウイルス検診		一件あたり	4,708
		上記の内自己負担額	0

単位:円

* 委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含むものとする。

松阪市 がん検診・肝炎ウイルス検診 請求書 (医療機関請求用)

令和 年 月 日 (月 実施分)

松阪市長 様

所在地

医療機関

名称

役職名・代表者名

電話番号

登録番号

適格請求書発行事業者の登録を受けられた医療機関様は登録番号を記載いただけます。登録されていない場合は記載不要(空欄可)です。

所在地、名称、役職名・代表者名、電話番号は必ず記入してください。

【名称】

医療法人の場合は、必ず医療法人名・医療機関名も記入してください。

【役職名・代表者名】

役職名と代表者名を記入してください。(理事長・院長・施設長など)

振込先と請求者を同じにしてください。

(例)

振込先が「医療法人〇〇 理事長 山田太郎」の場合、
「△△クリニック 院長 鈴木次郎」が請求することはできません。

検診項目	自己負担	委託料	×	件数	=	金
胃がん (胃鏡レントゲン)	有 自己負担額 2,000円	10,911円				
	無	12,911円				
	50歳 限定優待	12,911円				
胃がん (内視鏡)	有 自己負担額 3,000円	12,238円				
	無	15,738円				
	50歳 限定優待	15,738円				
肺がん (胸部)	有 自己負担額 600円	2,840円				
	無	3,440円				
	40歳 限定優待	3,440円				
大腸がん (大腸内視鏡)	有 自己負担額 1,300円	5,957円				
	無					
	40歳 限定優待	4,540円				
乳がん (マンモグラフィ)	無	7,994円				
	40歳 無料クーポン	7,994円				
肝炎 ウイルス	無	4,708円				
合 計						円
内消費税 (10%)						円

適格請求書発行事業者の登録を受けられた医療機関様は消費税を記載いただけます。消費税を記載するときは合計額から割り戻してください。登録されていない場合は記載不要(空欄可)です。

合計は必須です。
合計金額の訂正はできません。

振込先について、該当する口に必ずチェックをお願いします。

☐ 今年度ががん検診を初めて請求(振込先をご記入ください)
 ☐ 変更あり(振込先をご記入ください)
 ☐ 変更なし

銀行名

本店・支店・出張所 普通・当座

口座番号

必ずチェックをお願いします。
前年度と同じでも、年度が変わったときは記入してください。

フリガナ

市町村

口座名義

※締め切り:各月10日(土・日・祝日と重なる場合翌開庁日)の17時15分必着
※件数や金額にかかる欄は必ず全てご記入ください。(実施無しの場合は空白)
件数、金額、合計金額に訂正が必要な場合は、お手数ですが書き直してください。

R7

肺癌検診における胸部X線検査の判定基準と指導区分

二重読影時の 仮判定区分	比較読影を含む 決定判定区分	X 線 所 見	二重読影時の 仮指導区分	比較読影を含む 決定指導区分
a	A	「読影不能」 撮影条件不良、現像処理不良、位置付不良、フィルムキズ、アーチファクトなどで読影不能のもの。	再撮影	
b	B	「異常所見を認めない」 正常亜型(心膜傍脂肪組織、横隔膜のテント状・穹窿上変形、胸膜下脂肪組織による随伴陰影、右心縁の2重陰影など)を含む。	定期検診	
c	C	「異常所見を認めるが精査を必要としない」 陳旧性病変、石灰化陰影、線維性変化、気管支拡張像、気腫性変化、術後変化、治療を要しない奇形などで、精査や治療を必要としない、あるいは急いで行う必要がないと判定できる陰影。		
d	D	「異常所見を認め、肺癌以外の疾患で治療を要する状態が考えられる」 肺癌以外の疾患を疑うが、急いで精密検査や治療を行わないと、本人や周囲の人間に大きな不利益があるようなもの。疾患が疑われても急いで精査や治療を必要としない場合には「C」と判定する。肺癌を少しでも疑う場合には「E」に分類する。肺がん検診としての「スクリーニング陽性」は「E」のみである(下記注を参照のこと)。	比較読影	肺癌以外の 該当疾患に 対する精査
d1	D1	「活動性肺結核」 治療を要する結核を疑う。		
d2	D2	「活動性非結核性肺病変」 肺炎、気胸など治療を要する状態を疑う。		
d3	D3	「循環器疾患」 大動脈瘤など心大血管異常で治療を要する状態を疑う。		
d4	D4	「その他」 縦隔腫瘍、胸壁腫瘍、胸膜腫瘍など治療を要する状態を疑う。		
e e1 e2	E E1 E2	「肺癌の疑い」 「肺癌の疑いを否定し得ない」 「肺癌を強く疑う」 孤立性陰影、陳旧性病変に新しい陰影が出現、肺門部の異常(腫瘍影、血管・気管支などの肺門構造の偏位など)、気管支の狭窄・閉塞による二次変化(区域・葉・全葉性の肺炎・無気肺・肺気腫など)、その他肺癌を疑う所見。 したがって「E」には、肺炎や胸膜炎の一部も含まれることになる。転移性肺腫瘍を疑う所見は「E」に分類する(ただし、転移性肺腫瘍は発見肺癌には含めない)。「E2」の場合には、至急呼び出しによる受診勧奨なども含め、精密検査に関する受診勧奨をより強く行うことが望ましい。		肺癌に対する 精査

注 1)比較読影を含む決定指導区分において、E1判定とは、きわめてわずかも肺癌を疑うものを意味し、E2判定とは、肺癌を強く疑うものを意味する。一方、D判定は、肺癌以外の疾患を疑うものを意味する。

2) 肺がん検診の胸部X線検査における要精検者とは、比較読影を含む決定指導区分におけるE1およびE2を指す。

3)比較読影を含む決定指導区分におけるD判定は肺がん検診としての要精検者とは認めない。

4)肺がん検診の集計表における胸部X線検査における要精検者数とは、E1とE2の合計数を意味する。

5)肺がん検診の集計表における肺癌確診患者数(検診発見肺癌)とは、E1およびE2判定となった要精検者の中から原発性肺癌と確診された患者数を意味する。

6)したがって、D判定者の中から肺癌が発見されたとしても、検診発見肺癌とは認めない。

喀痰細胞診の判定基準と指導区分

判定区分	細胞所見	指導区分
A	喀痰中に組織球を認めない	材料不適、再検査
B	正常上皮細胞のみ 基底細胞増性 軽度異型扁平上皮化細胞 絨毛円柱上皮細胞	現在異常を認めない 次回定期検査
C	中等度異型扁平上皮細胞、核の増大や濃染を伴う 円柱上皮細胞	程度に応じて6カ月以内の追加検査と追跡
D	高度(境界)異型扁平上皮細胞、または悪性腫瘍 の疑いある細胞を認める	ただちに精密検査
E	悪性腫瘍細胞を認める	

注 1) 個々の細胞ではなく、喀痰1検体の全標本に関する総合判定である。

2) 全標本上の細胞異型の最も高度な部分によって判定するが、異型細胞少数例では再検査を考慮する。

3) 扁平上皮細胞の異型度の判定は異型扁平上皮細胞の判定基準写真を参照して行う。

4) 再検査とは被体が喀痰でない場合に再度検査を行うことを意味する。

5) 追加検査とはC判定の場合に喀痰検査を追加して行うことを意味する。

6) 再検査や追加検査が困難なときには、次回定期検診の受診を勧める。

令和7年度 受診促進のための取り組み

1、松阪市がん検診等受診券発行意向調査

職域等でがん検診を受ける機会のない方に受診機会をもっていただくため、がん検診等受診券発行意向調査を通知し受診勧奨をします。

対象) 昭和31年4月1日～昭和59年4月1日生まれの方で、令和7年度受診券発行対象でない方。

方法) 5月末に通知します。受診券を希望の方は、専用WEBフォームにてお申込みいただきます。

2、がん検診受診再勧奨通知

国のがん検診無料クーポン券(40歳乳がん)、松阪市限定優待受診券(40歳肺がん、大腸がん、子宮頸がん、50歳胃がん)を使用していない方を対象に、がん検診の受診再勧奨通知を実施する。11月頃予定。

3、がん検診受診啓発

受診率向上のために、「ナッジ理論(望ましい行動や意思決定をそっと後押しする行動経済学理論)」を活用し、わかりやすい案内で受診に少しでも関心のある方の気持ちを行動に移せるような受診勧奨通知を実施していきます。ホームページ上で、がん検診等について(受診方法、対象者や検診内容等)まとめたものを公開します。

4、集団検診のインターネット予約

検診受診者の利便性の向上及び新規受診者数増加を目的とし、24時間インターネットで予約受付をします。

受付開始日) 令和7年7月14日(月)8時より

検診項目) 胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・肝炎ウィルス・

子宮頸がん・乳がん検診(エコー・マンモグラフィ)・骨粗鬆症検診・特定健診

5、松阪市健康マイレージ事業

市民の健康の保持増進や健康寿命の延伸を目指すため、主体的な健康づくりをポイント化し、ポイントを還元することで検診受診や健康づくりへの積極的な参加を促します。